

随意契約理由書

今回委託を行おうとする業務は、下記1の工事の積算である。

この業務について下記2により委託しようとするものであるが、当該契約に当たっては、下記3以下に記載の理由のとおり、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当し、下記により随意契約によることとしたい。

1 工事概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 工事名 | 沼部堰改築（建築、電気設備、機械設備）工事 |
| (2) 路・河川等名 | 勿来工業用水道 |
| (3) 工事箇所名 | いわき市沼部町道中子地内 |
| (4) 工事内容 | ○沼部堰改築建築工事 一式
・沼部堰操作室建築工事 RC造平屋 43.82㎡×2棟
○沼部堰改築電気設備工事 一式
・ポンプ場、中央監視室、ITV監視設備
○沼部堰改築機械設備工事 一式
・土砂吐ゲート W=12.0m H=2.8m 1門
・洪水吐ゲート W=30.5m H=2.0m 2門 |

2 委託を行おうとする理由

「福島県行財政改革プラン」に基づき、アウトソーシングの推進などの行財政改革を進めている中であって、企業局の執行体制上、積算業務の一部を外部委託することで、業務の効率化を図るものである。

3 随意契約の理由

(1) 積算業務の性格

- ①積算を行うにあたっては、県が定める「標準積算基準」に依ることを基本としているが、必要に応じては国や公的機関が定める「積算基準」を参考とすることや、見積を収集し新たに基準を作成しなければならないことがあるなど、当該時点における積算基準に関する知識と情報を熟知していることが求められる。
- ②積算業務は、経験や現場状況に基づく工法の選定なども含めた総合技術であり、特に、特殊な工事の積算については高度な技術力、ノウハウの蓄積が必要である。
- ③発注者業務を代替・補完する業務であり、中立性、正確性が求められる。

(2) 当該工事の特殊性

この業務の対象は、鮫川に設置している沼部堰が建設から約58年経過し老朽化しており早急に改築するものである。

その積算にあたっては、工事の特殊性（起伏式ゲート設備、遠方監視設備等）及び多工種にわたり、施工単価や施工歩掛の作業等が複雑かつ膨大となり、積算に関する豊富な知識、経験が必要で「入札等制度改革に係る基本方針」に掲げる特殊な工事に該当する。

4 単独随意契約の理由及びその相手方

一般財団法人ふくしま市町村支援機構は、長年にわたり、県の業務を補完・代替する公的機関として積算業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を備えると認める県内唯一の機関である。

このことは、企業局財務規定第218条、同施行通達第218条関係第1項(2)により「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」に該当することから、単独随意契約をすることとしたい。